

盛岡市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年1月10日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	八木橋美紀

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成28年10月26日付け28盛監第46号 |
| 2 対象部署及び事項   | 農林部に係る指摘事項            |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。               |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美樹 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 10 月 26 日付け 28 盛監第 46 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（農林部中央卸売市場業務課）

- (1) 全額前金払いした業務委託の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 使用料の徴収に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 全額前金払いした業務委託の完了確認について

ア 措置の内容

業務委託の完了確認に当たり、委託契約約定の規定に基づき、検査調書を作成することとし、完了検査について適正な事務を執行するよう、課員に周知徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、業務委託事務の認識不足から、前例踏襲したことによるものである。課内研修を実施し、業務委託契約の内容を改めて確認した。

今後は業務委託事務全体について整理表を作成し、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで、再発を防止する。

(2) 使用料の徴収について

ア 措置の内容

使用料の徴収において、適正な事務の執行を行うよう、業務規程施行規則の一部を改正した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、会議室等使用料の徴収において、使用料に100分の108を乗じることについて、規定に不明瞭な点があったことによるものである。

このため、業務規程施行規則の一部を改正し、今後は、決裁時に十分な確認を行うことで再発を防止する。